

高齢者虐待事案への対応要領の制定について

平成 22 年 2 月 8 日
例規（生経）第 1 号
警 察 本 部 長

〔沿革〕 平成 22 年 3 月例規（警）第 12 号 平成 23 年 3 月例規（警）第 9 号
平成 25 年 3 月例規（警）第 15 号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

高齢者虐待事案への対応要領

第 1 趣旨

この要領は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）に基づく、高齢者虐待事案への対応等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義（法第 2 条）

この要領において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第 3 認知時における対応

1 市町村等への通報

（1）通報対象事案

署長は、警察相談、高齢者を被害者とする事案等の捜査及び検挙、保護の取扱い、配偶者からの暴力事案への対応等あらゆる警察活動を通じ、次に掲げる事案を認知したときは、速やかに市町村又は地域包括支援センター（以下「市町村等」という。）に通報しなければならない。

ア 養護者による高齢者虐待事案

イ 養介護施設従事者等による高齢者虐待事案

ウ 高齢者虐待事案であるか否かが判明できない次に掲げる事案

（ア）虐待行為の存在が明確に特定できない事案

（イ）加害者が養護者に該当するか判明しない事案

（ウ）認知症に起因する被害妄想が疑われる事案

（2）通報要領

署長は、前（1）の規定による通報について、生活安全課（又は刑事生活安全課。以下同じ。）に集約し、原則として、高齢者虐待事案通報票（別記第 1 号様式。以下「通報票」という。）により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話により行い、後日、通報票を送付すること。

なお、被害高齢者が住居地から避難をしている場合においては関係する市町村等への通報も併せて実施すること。

（3）通報後の措置状況の把握

署長は、前（1）の規定による通報を行った際は、市町村等における措置結果について連絡するよう依頼し、通報後 1 か月を経過しても市町村等から措置結果の連絡がないときには、市町村等に対して状況を確認すること。

市町村等からの措置結果の連絡がなされた場合には、その内容を高齢者虐待事案措置結果報告書（別記第 2 号様式。以下「結果報告書」という。）に記載すること。

2 通報以外の措置

署長は、高齢者虐待事案について、前記 1（1）の規定による通報を行うほか、法令に抵触する場合は適切に事件化を図り、また、法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講ずること。

なお、高齢者虐待事案を認知した場合は、結果報告書によりその経過を明らかにしておくとともに、速やかに結果報告書を生活安全部子ども女性安全対策課長（以下「子ども女性安全対策課長」という。）あてに送付すること。

第4 署長に対する援助依頼への対応

1 援助依頼書の受理

署長は、市町村長から援助依頼があったときは、高齢者虐待事案に係る援助依頼書（別記第3号様式。以下「援助依頼書」という。）の提出を求めること。ただし、依頼に係る事案の状況から判断し、緊急やむを得ないと認めるときは、口頭により依頼を受け、事後、援助依頼書の提出を求めるものとする。

2 事前協議の実施

署長は、前1の規定により書面の提出を受けたとき、又は口頭により依頼を受けたときは、市町村等に対し市町村の措置状況等を確認するとともに、子ども女性安全対策課長あてに援助依頼書の写しを速やかに送付し、援助の必要性を判断すること。その結果、援助が必要であると認めた場合には、援助を実施する前に、生活安全課を窓口として市町村等と協議を行い、対応の方法、役割分担等について検討し、事案に応じた適切な援助に努めること。

3 援助の実施

署長は、援助の実施に当たり、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより適正な措置をとるものとする。この場合において、援助のために実施する措置の内容に応じ、最も適切な部門に属する警察官に措置をとらせるものとする。

第5 対応の記録、報告及び保管等

署長は、高齢者虐待事案を取り扱った場合は、その経過を結果報告書とともに高齢者虐待事案措置結果一覧表（別記第4号様式）に登載の上、通報票及び援助依頼書については、結果報告書とともに生活安全課において保管、管理すること。

なお、高齢者虐待事案を対応するに当たり、困難や疑義が生じた場合には、その都度、子ども女性安全対策課長に口頭により速報すること。

第6 その他

1 関係部門間の連携

署長は、高齢者虐待事案への対応に当たり生活安全課、地域課（又は地域交通課）、刑事課等関係各課の連携を密にすること。

2 関係機関等との連携

署長は、市町村や民生委員等関係機関・団体等との連携を強化し、「高齢者虐待防止ネットワーク」への積極的な参加を行い、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。特に、緊急時における市町村等への通報や保護施設への収容が必要とされる事案も想定されることから、夜間、休日その他緊急時の連絡体制の確立を図ること。

以下様式省略